

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

経営者への今月の視点

契約ルールで消費者保護 民法改正、法制審が原案



法制審議会(法相の諮問機関)の民法部会は26日、消費者や企業の契約ルールを定める債権関係規定(債権法)の改正原案をまとめた。抜本改正は1896年の制定以来初めてで、長引く低金利やネット取引の普及などを踏まえ、消費者保護に軸足を置いて見直した。法制審は来年2月に法相に正式に答申、法務省は通常国会に民法改正案を提出する方針だ。

■法定金利の見直し

現在の民法上の法定利息は5%を3%に3年ごとに見直し改定をするようで実勢の金利に近くなる。利率引き下げは交通事故の被害者に支払う損害賠償の増額につながる。賠償額は生きていれば得られた利益を一括してもらおうが、生きていたと想定する期間に見積もれる運用益は除く。運用益は法定利率と同じ金利で計算するため金利が下がれば少なくなり、受け取る賠償額は増える。

■公証人を義務化

もう一つの柱が連帯保証制度の見直しだ。中小零細企業への融資では、契約に詳しくない経営者の家族らが連帯保証人となり、多額の借金を背負って生活破綻に追い込まれる事態が少なくない。改正原案は家族ら第三者が個人で保証人になる際は、公証人が立ち会い、自発的な意思を確認することを条件とした。法務省は当初、安易に保証人になるのを防ぐため家族らが保証人になるのは原則認めない案を検討した。

これに中小企業側からは「家族の個人保証は不動産など担保が十分でない中小企業の信用力を補う。過度に条件を厳しくすれば融資の条件が厳しくなる」との懸念が相次いだ。改正原案はこうした懸念を踏まえ、条件付きで家族らが保証人になるのを認めた。融資が厳しくなるのを懸念する声は残るが、日本商工会議所は「実態に即した内容になっており、民法改正後も大半の中小企業の資金調達に大きな影響は出ないだろう」と話している。

■支払い時効統一

お金の支払いの「時効」も見直す。現在、飲食代は1年、弁護士費用は2年、診察料は3年と支払う内容によって時効の期間が異なるが、これを5年に統一してわかりやすくする。飲食代も5年前のツケまで請求が有効になる。

改正原案ではマンションなどを借りた時の敷金の返還ルールも定め、貸主に契約終了時に敷金を返すよう義務付けるとした。経年劣化による補修費分は貸主の負担とする。賃貸契約の際、保証人が負う賠償の限度額も定めるとした。

◇ その他の改正の要点は次のようものです

■賃貸マンションの保証金

■欠陥商品についての消費者保護等

契約ルール こう変わる (○メリット ▲デメリット)

	今	改正案
法定利率	5%の固定金利。支払いが遅れたときの 上乗せ金利が割高	まず3%に。3年ごとに1%刻みで見直し
	暮らしへの影響	
	○上乗せ金利も実勢に近く ○交通事故で受け取る保険金が増える ▲自動車保険料は値上げも	
連帯保証	家族が保証人になり自己破産のケースも	経営者以外の保証人は、公証人が意思を確認
	○家族が安易に保証人になりにくく ▲融資条件が厳しくなることも	
時効	飲食代の「ツケ」は1年、診療代は3年などまちまち	5年に統一
	○わかりやすくなりトラブルが減る	
賃貸マンションの契約保証人	保証人が負う限度額を定めない契約が一般的	限度額の規定を義務付け
	○借り主の失火や自殺で、保証人が法外に高額な賠償を負うのを防ぐ	
欠陥商品	民法上は損害賠償請求が契約解除	修理や代金減額の請求も明記
	○消費者の対処方法が広がる	



Q：最近の円相場の変動を踏まえ、当社（製造メーカー）は部品業者に対し、当該部品の仕入れ値の減額を申し入れることを検討しています。これについて何か法律上問題となり得るのでしょうか。

A：原則的には問題にならないと考えられますが、下請法上の取引に該当する場合は「下請代金の減額禁止」に該当しないか、製造メーカーの方が部品業者より優越性が認められるのであれば、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」が問題になり得ます。

解説：代金の減額交渉を行うことは、取引上当然あり得ることであり、これについては特に法は規制を及ぼしていません。

しかしながら、減額を要求する側（本件では製造メーカー）の力が強く、部品業者が否応なく従わざるを得ないという力関係の歪みがあるのであれば、その点は是正されなければなりません。

この是正に対処するのが独占禁止法2条9項5号で禁止する「優越的地位の濫用」ということになります。また、「優越的地位の濫用」を具体化した法律（個別法）として、下請法（正式名称は下請代金支払遅延等防止法）が存在します。

本件についての考え方ですが、まず「下請法」違反が存在しないかを検討する必要があります。下請法の適用の有無については、①親事業者、下請事業者該当性の確認、②下請法が定める取引形態該当性の確認、③禁止行為該当性の確認というプロセスを踏む必要があるのですが、詳細については次月以降で解説を試みます。

さて、下請法への該当性①②をクリアーした場合、下請法が定める禁止行為（③）の1つとして「下請代金の減額の禁止」というものがあります。これは一旦決定した仕入れ額について、後日、減額を行うことを禁止するものです。本件申し入れが、この禁止態様に当たるのであれば、下請法違反として処断されることとなります。なお、一旦決定した仕入れ額ではなく、将来的な仕入れ値に関する減額交渉については、「買ったときの禁止」に該当する可能性がありますので、注意が必要です。

次に、下請法の適用範囲外となった場合、独占禁止法が禁止する「優越的地位の濫用」への該当性を検討することになります。ここでいう「優越性」ですが、市場において絶対的な優越性・独占の地位にあることを意味するわけではありません。当事者間の取引関係において、相対的に相手方に優越していることを意味します。したがって、本件でも、部品業者は製造メーカーに対して、物言えぬ関係だというのであれば、優越的地位の濫用に該当し、減額申入れが違法という結論になり得ます。

<現場担当者が知っておきたいポイント>

◆製造メーカー側

⇒下請法上の「親事業者」に該当しないかを事前に確認の上、何故、減額申入れを行う必要性があるのか、その合理的根拠（資材の高騰、売上高の減少、販売先からの値下げ圧力など）を固めた上で、フェアな交渉を心掛けるようにしましょう。

◆部品業者側

⇒下請法上の「下請事業者」「取引形態」該当性を確認の上、合理的根拠に基づかない減額申入れに対しては、下請法違反、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たることを指摘し、一方的な減額申入れに対して対抗できるようにしましょう。



社会保険 & 人事労務情報

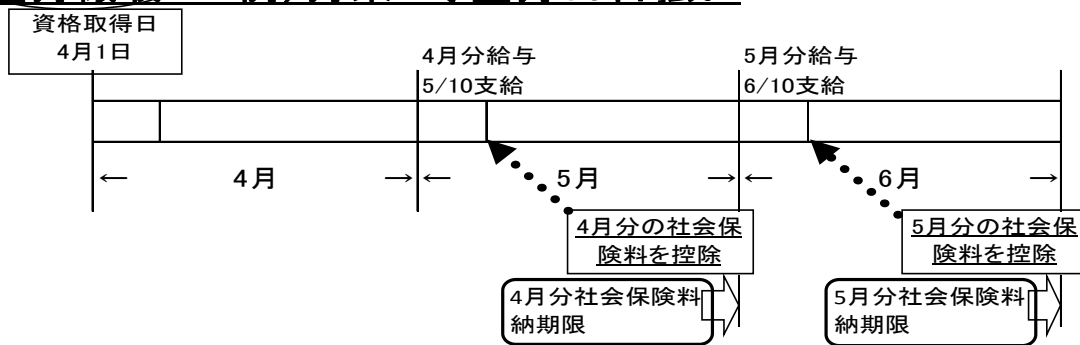
社会保険労務士 嶋田 亜紀

人事労務情報 ～労務トラブルQ&A～

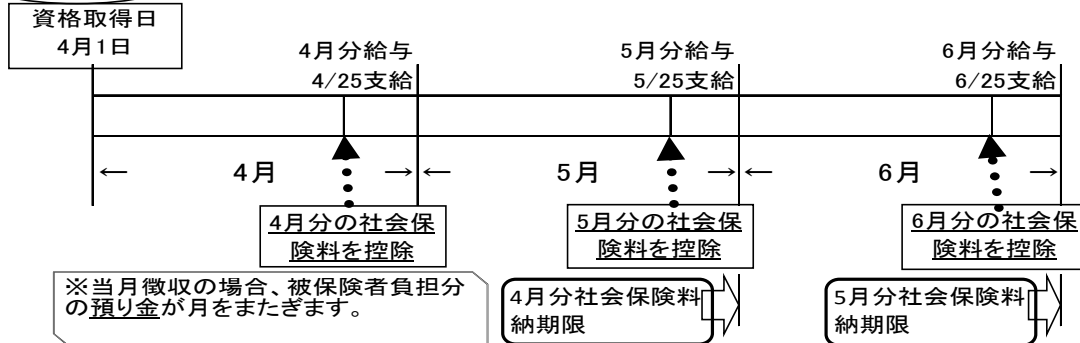
Q：法人になり、社会保険の強制適用事業所となったため、社会保険に加入しました。社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）はいつから控除すればよいのでしょうか？

A：通常、社会保険料は資格取得月の翌月支払給与から控除することが多いようです。当月給与から控除する事業所様もいらっしゃいますが、被保険者負担分の「預かり金」が月をまたいだ処理になりますので注意が必要です。

翌月徴収・・・例) 月末〆、翌月10日払い



当月徴収・・・例) 15日〆、当月25日払い



※保険料徴収期間は被保険者資格取得日の属する月から資格喪失日の属する前月までです。

- 退職日 11月29日 → 資格喪失日 11月30日 → 保険料は10月分まで
- 退職日 11月30日 → 資格喪失日 12月1日 → 保険料は11月分まで